

主張対照表 1

番号		記述	原告の主張	被告Yの主張	被告飛鳥新社の主張
	本件表題	「朝日新聞による戦後最大級の報道犯罪」(表紙)	本件献辞は、最大限の誹謗中傷であって、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。	本件表題は意見ないし論評の表明である。	本件表題は、本件書籍の全体を通じて究明した事実に基づいて、森友問題及びD問題についての朝日新聞の報道に対する総括的な評価を述べたものであり、意見ないし論評の表明である。
	本件献辞	「無双の情報ギャング 朝日新聞に敬意を込めて捧ぐ」(2頁)	本件献辞は、最大限の誹謗中傷であって、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。	本件献辞は意見ないし論評の表明である。	
1	本件記述1	「“スクープ”はこうしてねつ造された」「本当は何が問題だったのか?—明かされる真相」(帯) 「別々の問題をまったく同じ手法で事件化する『虚報の連鎖』」(帯) 「『虚報』で政治をぶち壊し続ける『報道機関』の存在」(7頁)	本件記述1は、森友問題及びD問題について、原告がスクープをねつ造して虚偽の報道をしたとの事実を摘示し、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。 「ねつ造」とは真実でない事実を造り上げること、「虚報」とは虚偽の事実を報道することを意味し、いずれも証拠をもってその存否を決することができるから、本件記述1は事実の摘示にほかならない。	本件記述1は、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明である。 本件記述1の「ねつ造」は、本来は存在しない疑惑が紙面の印象によって作られるということ表現したものである。 本件記述1の「虚報」は、特定の事項について虚偽であることを知りながら敢えて真実と異なる報道をしたという事実を摘示したものとはいえない。	本件記述1は、本件書籍全体を通じて究明した事実に基づいて、朝日新聞の報道に対する評価を概括的に述べた意見ないし論評の表明である。 本件記述1及び本件記述2の「ねつ造」、「虚報」、「創作」といった表現は、朝日新聞が議事録や本件文科省文書等の客観的資料を読者に提示して分析するという、真実を追求すべき報道機関に当然期待される役割を果たさず、本質的な部分から読者の目をそらさせ、センセーショナルな見出しで疑惑を煽る結論ありきの報道姿勢について、実体がない虚ろな報道であるということ述べたものである。通常の読者は、事実が全く存在しないことを指して「ねつ造」、「虚報」、「創作」したと知っているわけではなく、そのように評価するほかないといっていることを容易に読み取ることができる。
2	本件記述2	「何よりも衝撃的なのは、仕掛けた朝日新聞自身が、どちらも安倍の関与などないことを知りながらひたすら『安倍叩き』のみを目的として、疑惑を『創作』したことだ。」(5頁) 「『安倍叩き』は今なお『朝日の社是』なのだ。」(19頁)	本件記述2は、原告が森友問題及びD問題への安倍首相の関与がないことを知りながら、「安倍叩き」のみを目的として、森友問題及びD問題の疑惑を創作したとの事実、及び「安倍叩き」が原告の社是であるとの事実を摘示し、原告の社会的評価を低下させた。 「知りながら」は原告の認識を示したもので、「目的として」は原告の意図を示したもので、証拠をもってその存否を決することができるから、本件記述2は事実の摘示にほかならない。	本件記述2は、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明である。 本件記述2の「安倍叩き」は、報道を逸脱して安倍首相を攻撃したという事実を摘示したものとはいえない。 本件記述2の「疑惑の創作」は、虚偽の事実であることを知りながら敢えて報道をしたという事実を摘示したものとはいえない。 本件記述2の「安倍叩きを社是としている」の部分は、森友問題及びD問題について、安倍首相の関与の裏付けがないにもかかわらず、関与があったかのような印象を与える報道をしていることについて、原告の目的を推論し、これについての意見ないし論評を表明したものであり、原告の執拗な姿勢を比喩的に表現した誇張表現にすぎない。	本件記述2は、朝日新聞が森友問題及びD問題についての安倍首相の関与があったかのような印象を繰り返してきたことに対する評価を述べた意見ないし論評の表明である。 本件記述1及び本件記述2の「ねつ造」、「虚報」、「創作」といった表現は、朝日新聞が議事録や本件文科省文書等の客観的資料を読者に提示して分析するという、真実を追求すべき報道機関に当然期待される役割を果たさず、本質的な部分から読者の目をそらさせ、センセーショナルな見出しで疑惑を煽る結論ありきの報道姿勢について、実体がない虚ろな報道であるということ述べたものである。通常の読者は、事実が全く存在しないことを指して「ねつ造」、「虚報」、「創作」したと知っているわけではなく、そのように評価するほかないといっていることを容易に読み取ることができる。 本件記述2は、朝日新聞が、安倍首相らの関与があったかのような印象操作を継続しながら、関与の事実を報道しなかったことをもって「知っていた」と評価し、目的を推測し、原告の執拗な姿勢を比喩的に「社是」と表現しているのである。
3	本件記述3	「実は、Cから朝日記者への情報提供は前から度々あったのである。が、そのままでは記事にできる客観性が担保できない。そこで朝日の記者側から、何らかの訴訟を構成すれば記事にできるとの助言があった末でのこの記事だという。」(22頁)	本件記述3は、原告が森友問題に関する記事を掲載するため、積極的に、能動的にC市議に対して訴えを提起するよう助言したとの事実を摘示し、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。 本件記述3の摘示事実は、「報道しやすくなると伝えた」ではなく、記者が積極的に、能動的に記事を掲載できるように「助言した」というもので、報道機関である原告の社会的評価を低下させる。	本件記述3は、原告の社会的評価を低下させるものではない。 報道機関が当事者に対して何らかの動きがあれば報道しやすくなる旨を伝えたとの事実が摘示されたからといって、報道機関としての社会的評価が低下するとはいえない。	

番号		記述	原告の主張	被告Yの主張	被告飛鳥新社の主張
4	本件記述4	<p>「初報をスクープした朝日新聞は、これらの質疑や会見内容を全く伝えていない」(26頁)</p> <p>「安倍と国有地払下げが結びつく前に、真相が解明されてはスクープの意味はなくなる。朝日新聞は早くも明らかにされてしまった事件の経緯は報じず、じっと待った。」(27頁)</p>	<p>本件記述4は、原告が森友問題をスクープ報道するために、国会の質疑やBの説明(会見)によって明らかになった事項を敢えて全く報道しなかったとの事実を摘示し、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。</p> <p>「全く伝えていない」とは文字どおり全く伝えていないとの事実を摘示するものというほかない。</p> <p>質疑や会見の内容を全く伝えていないという記述は、証拠をもってその存否を決することができるから、本件記述4は事実の摘示である。</p>	<p>本件記述4は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞がB理事長及びその代理人弁護士の説明や2月13日及び同月17日の国会での質疑の重要な点をほとんど伝えていない」という意見ないし論評の表明である。</p> <p>本件記述4の「全く伝えていない」は、評価を含むものであり、「何も伝えられていない」との事実を摘示するものではなく、「重要な点をほとんど伝えていない」ということを意味する。本件書籍は学術論文や専門書ではないから、一般の読者は「全く」のような表現が「ほとんど」の誇張表現であることを理解している。</p>	<p>本件記述4は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞が本件土地の売買代金の減額の過程についての国会での質疑や会見での説明の内容の重要な点を伝えていなかった」という意見ないし論評である。</p> <p>本件記述4の「全く伝えていない」は、肝心なことを伝えていないことを強調する誇張表現であり、文字どおり一度も言及していないことを示すものではない。</p>
5	本件記述5	<p>「なお、この日、国会では自民党のIが質問に立ち、J理財局長から、国有地売却の全体像を的確に引き出している。もしマスコミがこの質疑をきちんと国民に伝えれば、『森友問題』はほぼ終息していたであろう。しかし、朝日新聞は一行も記事にせず、テレビ報道もまたこれを黙殺した。」(63頁)</p>	<p>本件記述5は、原告が本来報道すべき国会での質疑を一行も記事にしなかったとの事実を摘示し、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。</p> <p>「一行も記事にせず」とは文字どおり一行も記事にしなかったとの事実を摘示するものというほかない。</p>	<p>本件記述5は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞やその他の報道機関が森友問題に関する国会での質疑を適正に報道していれば、森友問題は終息していたにもかかわらず、適正に報道しなかった」という意見ないし論評の表明である。</p> <p>本件書籍は学術論文や専門書ではないから、一般の読者は「一行も」のような表現が「ほとんど」の強意であることを理解している。</p>	<p>本件記述5は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞が森友問題に関する国会での質疑を十分に報道していない」という意見ないし論評の表明である。</p> <p>本件記述5の「一行も記事にせず」は、森友問題の本質的な部分が実質的に報道されていないことを示す誇張表現である。</p>
6	本件記述6	<p>「見出しは上から順に、『B氏「A夫人から、口止めとも取れるメール」』『お人払いをされ、100万円を頂き金庫に』『夫人から財務省に、動きをかけて頂いた』とA叩きの虚報三連発」(99頁)</p>	<p>本件記述6は、森友問題及びD問題に関する原告の報道が虚偽の報道であるとの事実を摘示し、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。</p> <p>「虚報」とは虚偽の事実を報道することを意味し、証拠をもってその存否を決することができるから、本件記述6は事実の摘示である。</p>	<p>本件記述6は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞の記事(甲)の3つの見出しが本筋から離れた点に集中し、重要部分を正しく反映したものではない」という意見ないし論評の表明である。</p>	<p>本件記述6は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞の記事(甲6)の3つの見出しが証人喚問全体の印象とは異なるもので適切な要約ではない」という意見ないし論評の表明である。</p>

番号		記述	原告の主張	被告Yの主張	被告飛鳥新社の主張
7	本件記述7	<p>「『総理のご意向』が書かれた同じ文書のすぐ下に、『総理が議長なので、総理からの指示に見えるのではないかと書かれている。もし『総理の指示』があったらこういう言い方にはなるまい。指示がなかったからこそ『総理からの指示に見える』ような操作が必要だ—この文章はそう読める。朝日のスクープは、暗い影でこの部分を隠していたのである」</p> <p>「それどころではない。この日、朝日は後に政府が調査・公開した文書8枚（一部ずれがある）を既に入手していたが、『総理の意向』『官邸の最高レベル』という、安倍の関与を想像させる部分以外は、文書の内容をほとんど読者に紹介せず、未公開のまま、今日に至っているのである。」</p> <p>「入手文書の全文は後でご紹介するが、何百ページもの記録文書ではない。文字数にしてわずか611字、本来ならば政権スキャンダルとしてスクープした新聞社が、初報で全文公開するのが当然だろう。ところが全文どころか、朝日が繰り返し報道し続けたのは先程の文言2つだけだった。」</p> <p>「なぜか。文書全文を報道すると、朝日が醸造したい『安倍スキャンダル』が雲散霧消してしまうからだ。文書全体は、D学園の新獣医学部設置が全く『総理の意向』と関係なく折衝が進められていたことを示している。朝日新聞は、最初から世論の誘導を狙って、『総理の意向』でないことが分かってしまう部分を全て隠蔽して報道し続けたのである。」（151頁から152頁まで）</p>	<p>本件記述7は、原告が、世論の誘導を狙って、一連の本件各文書のうち「総理の意向」、「官邸の最高レベル」という安倍首相の関与を想像させる部分以外の内容をほとんど読者に紹介せず、「総理の意向」ではないことが分かる部分を全て隠蔽して、D問題を報道し続けたとの事実を摘示し、原告の社会的評価を低下させた。</p>	<p>本件記述7は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞が読者に本件各文書の重要な部分を紹介していない」という意見ないし論評の表明である。</p> <p>本件記述7は、立場によって理解が異なり得る政府文書について、一方の立場に立って朝日新聞の記事を批判したものであり、裁判所がその当否を判断することはできないというべきで、一方の解釈を採用することが他方の解釈を採用する者に対する名誉毀損になることはない。</p>	<p>本件記述7は、事実の摘示ではなく、本件文科省文書の記述を「総理のご意向」や「総理の指示」が存在しないことを前提とするものと理解した上で、朝日新聞の報道内容を批判した意見ないし論評の表明である。</p>
8	本件記述8	<p>「ある人物が朝日新聞とNHKの人間と一堂に会し、相談の結果、NHKが文書Aを夜のニュースで、朝日新聞が翌朝文書群Bを報道することを共謀したとみる他ないのではあるまいか」（154頁）</p>	<p>本件記述8は、原告の記者や幹部が、ある人物やNHKの関係者と一堂に会して共謀の上、D問題に関する報道について、NHKが夜のニュースで本件各文書の一部を、原告が朝刊で他の部分を報道するという情報操作を行ったとの事実を摘示し、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。</p> <p>本件記述8は、推論の形式を採用しているものの、直前の箇所「異様と思われるのは、朝日新聞とNHKとが、単純な事件報道ではなく、最初から情報操作しなければ『事件』にならない案件で連動してスクープを出した点だ。」と記述した上で、「みる他ないのではあるまいか」との表現を用いているのであるから、事実の摘示である。</p>	<p>本件記述8は、情報を可能な限り収集した上で、事実と確定できない部分について推論を提示したものであって、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明である。</p> <p>被告Yは、朝日新聞とNHKとが同時期に類似の資料の存在を報道しながら、取り上げる個所が微妙に異なっていたという稀有の事態を前提に、その原因についての推論の結果を、推論と断った上で提示したものである。</p> <p>事実を追求した上で推論して補うことは報道の手法として認められてきた。原告は、推論の部分を事実の摘示とした上で、摘示事実が真実であることを証明しなければならないという立場であり、広く行われるべき公的な議論を名誉毀損訴訟の中に封じ込めようとするものであって、不当である。</p>	<p>本件記述8は、推論を提示したものにすぎないから、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明である。</p>
9	本件記述9	<p>「実は、朝日新聞は、D学園問題を3月14日の第1報からこの日まで2ヶ月もの間、小さな記事3点でしか報じていない。ところが、国会では、（中略）5月15日まで、D学園に関する質問は実に56回もあったのである。朝日新聞はそれらの質疑を黙殺し続けていたのだ。」</p> <p>「理由は2つ考えられる。安倍叩きとしては森友スキャンダルを賞味期限が切れるギリギリまで使いたかったというのが一点であろう。第二に、D学園問題の方が、森友学園に比べ不透明性が乏しい。」（158頁）</p>	<p>本件記述9は、原告が、D問題に関する56回もの国会の質疑について、小さな記事3点で報道したほか、これを報道しなかったとの事実を摘示し、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。</p>	<p>本件記述9は、社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>D問題に関する記事の本数が摘示されたからといって、報道機関としての社会的評価が低下するものではない。</p>	<p>本件記述9は、社会的評価を低下させるものではない。</p> <p>D問題に関する朝日新聞の記事の本数が摘示されたからといって、報道機関としての社会的評価が低下するものではない。</p>

番号		記述	原告の主張	被告Yの主張	被告飛鳥新社の主張
10	本件記述10	<p>「以下は、私の推理である。D問題をスキャンダル化できる特ダネを探していた朝日新聞、NHK幹部らは3月以来、密議を繰り返してきた。その中で、文科事務次官を天下り幹旋で事実上更迭された直後だったFとの接触が始まる。」(159頁)</p> <p>「現時点では取材拒否が多く、明らかにならない推定を含むことはお断りしておく。が、当たらずといえども遠からずではないか。要するに、Dスキャンダルは朝日新聞とNHKとの幹部職員が絡む組織的な情報操作である可能性が高い」(160頁)</p>	<p>本件記述10は、推論の形式を採用しつつも、D問題をスキャンダル化できる特ダネを探していた原告及びNHKの幹部職員らが、密議を繰り返し、組織的な情報操作を行ったとの事実を摘示し、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。</p> <p>本件記述10は、推論の形式を採用しているものの、「当たらずといえども遠からずではないか」、「可能性が高い」というのであるから、事実の摘示である。</p>	<p>本件記述8と同旨</p>	<p>本件記述10は、推論を提示したものにすぎないから、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明である。</p> <p>本件記述10は、事実と確認ができない部分については「推理である」、「推定を多く含む」と明記しているのであるから、一般の読者の普通の注意と読み方によれば、本件記述10が推論であることは明らかである。これが事実の摘示とされるのであれば、自由に意見ないし論評を表明することもできなくなる。</p>
11	本件記述11	<p>「D学園問題は更にひどい。全編仕掛けと捏造で意図的に作り出された虚報である。(中略)今回は朝日新聞が明確に司令塔の役割を演じ、全てを手の内に入れながら、確信をもって誤報、虚報の山を築き続けてゆく。何よりも驚くべきは、Fたった一人の証言で2カ月半、D問題を炎上させ続けたことだ。」(164頁)</p> <p>「朝日新聞とそれに追従するマスコミは、大騒ぎを演じた2カ月半、これらの当事者に殆ど取材せず、報道もしていない。F一人の証言だけでD問題を報じ続けた。」(165頁)</p>	<p>本件記述11は、①森友問題及びD問題に関する原告の報道が全編仕掛けとねつ造で意図的に作り出された虚報であるとの事実、②原告が確信をもって誤報、虚報を続けたとの事実、③本来取材すべき当事者にほとんど取材せず、F元文部科学事務次官一人の証言で虚偽の報道を続けたとの事実を摘示し、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。</p>	<p>本件記述11は、事実の摘示ではなく、「F元事務次官の供述を不当に重視して繰り返し利用しながら、それ以外の関係者に対する取材をほとんど行わず、あるいはそれ以外の関係者の供述を不当に軽視して報じなかった」という意見ないし論評の表明である。</p> <p>「たった一人の証言」とは、「極めて少数の者の証言でしかない」ということを表現した誇張表現である。</p>	<p>本件記述11は、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明である。</p> <p>「全編仕掛けと捏造で意図的に作り出された虚報」の部分は、具体的な事実の摘示がないから、本件書籍の全体的な意見であることが明らかである。また、この部分は、D問題に関する記述をまとめたものであり、本件書籍のこれまでの部分を読んだ通常の読者は、「捏造」、「誤報」、「虚報」の表現が、安倍首相の関与の疑惑を演出してきたことを指していることを容易に理解し得るのであって、朝日新聞が存在しない事実をでっち上げたと指摘するものなどと読むことはあり得ない。</p> <p>「たった一人の証言」は、「これらの当事者にほとんど取材せず、報道もしていない」ことが明記されているのであるから、「ほとんど行われていない」ことを誇張した意見ないし論評の表明である。</p>
12	本件記述12	<p>「『官房副長官が指示』メール」ともあったが、それはD学園の獣医学部新設を決定する過程に副長官Eの指示があったと見える文書が新たに見つかったことを指す。(中略)朝日新聞は逆に、Eと文科省が文書の内容を巡って対立しているとして、Eの言い分を全く度外視した紙面を作り続けた。この文書内容は後に文科省自身も誤りを認めEに謝罪している。もはや、朝日は偽文書を元に政治家を叩くことにさえ躊躇がないのである。」(217頁)</p>	<p>本件記述12は、原告が、内閣府から文部科学省宛に送信されたD学園の獣医学部新設を決定する過程にE副長官の指示があったことを示すとみえるメール(甲41)について、同人の言い分を度外視し、偽文書をもとに同人を非難したとの事実を摘示し、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。</p> <p>言い分を度外視したこと、偽文書をもとに政治家を非難したことは、証拠等をもってその存否を決することが可能であるから、本件記述12は事実の摘示である。</p>	<p>本件記述12は、事実の摘示ではなく、「朝日新聞がE副長官の言い分を度外視した」という意見ないし論評の表明である。</p>	<p>同左</p>
13	本件記述13	<p>「時系列で読み解くと、朝日がなぜこの文書をひた隠してきたかがよくわかるはずだ。」(256頁)</p> <p>「こうして8枚いずれの文書も、徹底的にサボタージュしてきた関係省庁を、M、N、O、Eらがそれぞれの立場から解きほぐし、圧力団体やP副総理の意向に配慮しながら、行政手続きと規制突破を両立させるべく腐心している様を伝えている。朝日新聞をはじめマスコミが『総理の意向』以外の部分を徹底的に隠したのはその為だったのだ。朝日新聞やFの主張し続けた『安倍の意向』は全て、彼らが持ち出して大騒ぎした文書自体によって否定されていたのである。」(267頁から268頁まで)</p>	<p>本件記述13は、原告が本件各文書について、「総理の意向」以外の部分を徹底的に隠したとの事実を摘示し、報道機関である原告の社会的評価を低下させた。</p>	<p>本件記述13を含む本件書籍の第5章は、関係資料や関係者の発言等に基づいてD問題の真相に迫ったものであって、全体として意見ないし論評の表明である。本件記述13は、その過程で朝日新聞の報道を批判したものであり、事実の摘示ではなく、意見ないし論評の表明である。</p>	<p>本件記述13は、事実の摘示ではなく、本件文科省記録文書をどのように取り上げ、本件文科省記録文書から関係者らのどのような行動を読み取るかについての意見ないし論評の表明である。</p> <p>本件記述13は、原告の社会的評価を低下させるものではない。</p>